

千葉県における水産物の放射性物質検査の基本計画

平成 26 年 3 月 28 日
千葉県農林水産部水産局漁業資源課
電話 043 (223) 3039

本計画では、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(H26.3.20 改正原子力災害対策本部、以下「国の考え方」)、「農畜水産物等の放射性物質検査について」(H26.3.20 厚生労働省医薬食品局食品安全部長)、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(H25.9.3 原子力災害対策本部)、及び「汚染水問題による水産物の放射性物質調査の強化について」(H25.9.18 水産庁増殖推進部長通知)に基づき、検査方針を以下のとおり定める。

1. 検査対象品目

漁獲量や漁獲金額、地域の特産品、旬などの時期を考慮し、基本的に本県の主要な水産物(沿岸性魚種、広域回遊性魚種、内水面魚種及び養殖魚)について生息域(表層、中層、底層)に配慮して対象とする。

2. 検査対象区域・区分

県内漁業の操業実態を踏まえ、①銚子・九十九里(銚子市～長生郡一宮町)、②外房(いすみ市～南房総市白浜町)、③内房(館山市～安房郡鋸南町)、④東京湾(富津市～浦安市)、⑤内水面の区域、及び⑥養殖の計6区分とする。

3. 検査の対象魚種・頻度

対象魚種は、「国の考え方」を踏まえて見直した「放射性物質のモニタリング対象魚種分類」(別紙)を基本とし、これまでの調査・検査結果から、放射性物質の影響を受けやすい地域や、魚食魚、底魚、淡水魚(内水面)など高い数値が得られている魚種については、これらを考慮して検査回数を増やすなど重点をおいた検査(重点魚種)を実施するものとする。

検査の頻度は、重点魚種は週1回を基本とし、その他の魚種については適宜実施する。

4. 検査体制

(1) 沿岸性魚種、内水面魚種及び養殖魚

・検査は、県と関係漁協等と連携の下、実施する。

(2) 広域回遊性魚種(カツオ、サバ、イワシ、サンマ等)

・検査は、関係業界団体(大臣許可漁業)が主体となって実施する。

・県及び水揚港となる県内漁協は、サンプルの確保、発送等の手続きに協力する。

平成26年度千葉県における水産物の放射性物質のモニタリング対象種

(別紙)

魚種・分類		主な検査対象種
海産魚介類	イワシ類	マイワシ、カタクチイワシ
	サバ類	マサバ、ゴマサバ
	アジ類	マアジ、マルアジ
	サヨリ	サヨリ
	ブリ類	ブリ
	ヒラメ	ヒラメ
	カレイ類(100m以浅)	マコガレイ、イシガレイ、アカシタピラメ、クロウシノシタ、マガレイ、ナガレメイタガレイ、ホシガレイ、メイタガレイ
	カレイ類(100m以深)	ババガレイ、ムシガレイ、サメガレイ、ヤナギムシガレイ
	アイナメ	アイナメ
	メバル・ソイ・カサゴ類(100m以浅)	クロソイ、ウスメバル、ムラソイ、カサゴ、クロメバル、ゴマソイ
	メバル・ソイ・カサゴ類(100m以深)	ユメカサゴ、アコウダイ
	サメ・エイ類	コモンカスベ、ホシザメ、アカエイ
	マダラ	マダラ
	スケソウダラ・アオメエソ類	アオメエソ
	エゾイソアイナメ	エゾイソアイナメ
	ホウボウ類・ニベ・グチ類・トクビレ類	ホウボウ、ナガツカ、ニベ
	タイ類(クロダイ除く)・マトウダイ類・タチウオ	マダイ、タチウオ
	クロダイ類・ウミタナゴ・ボラ	クロダイ、ボラ、ウミタナゴ
	スズキ	スズキ
	フグ類	シウサイフグ、コモンフグ、ヒガンフグ
	アナゴ類	マアナゴ、ギンアナゴ、クロアナゴ
	マゴチ	マゴチ
	イカナゴ(親)	イカナゴ
	甲殻類	イセエビ
貝類	アワビ、アサリ、チョウセンハマグリ、ホンビノスガイ	
海藻類	ヒジキ、ノリ	
イカ・タコ類	スルメイカ、ヤリイカ、マダコ	
内水面魚介類	ワカサギ	ワカサギ
	イワナ・ヤマメ・マス類	イワナ
	モツゴ類	モツゴ
	コイ類・フナ類、ウグイ・ドジョウ	コイ、ギンブナ、ホンモロコ、ウグイ、ゲンゴウロウブナ、ドジョウ
	ウナギ	ウナギ
	アユ	アユ
	バス類	オオクチバス
	ナマズ類	アメリカナマズ
	無脊椎動物	スジエビ、テナガエビ、モクズガニ
	藻類	アオノリ
その他	その他県重要種	キンメダイ
		カツオ